

修学旅行に関するQ&A

修学旅行が2週間前に近づいてまいりました。新型コロナウイルス感染症をめぐる状況が日々変化する中で、保護者の皆様から新たに寄せられた質問や学校で検討したことについて改めてご報告いたします。

質問	応答
<p>感染症予防のためどのような対策をとるか？</p>	<p>全行程を通じて、マスク着用、三密を避ける、手洗い・手指消毒を細目に行うなどの予防策を普段の学校生活と同様に行います。想定される行動場面での対策は、以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新幹線乗車前や夕食前など、一日3回以上の検温を実施する。個人の体温計を持参させるとともに、学校からも非接触型体温計を持って行く。 ・宿舎や体験先で一つの空間に集まる場合、換気を十分に行う。 ・新幹線やバスでは予め決めた座席を利用し、座席の移動や向かい合わせで座ることは禁止する。タクシー等でも、換気を十分に行う。 ・食事をとるときは、できるだけ間隔を空け、横並びで座らせる。食事時の会話はしない。おかわりができる場合には、スタッフの方に配膳してもらう。 ・宿舎内では、部屋の広さ(一人あたり1.6帖～2.2帖)を十分に確保し、他の部屋に出入りすることを禁止する。また、部屋の中でも寝るとき以外はマスクを必ず着用させ、寝具は頭を離すように配置させる。 ・寝具は使用する生徒本人が敷く。シーツ・枕カバー・バスタオルは毎日交換する。 ・宿舎の入り口や各部屋に手指消毒用アルコールを設置し、窓や扉を開けるなどして常時換気をする。エアコンも活用し、熱中症予防にも留意する。 ・浴室では、脱衣かごの距離をとって配置し、カランは一つおきに使用させる。また、入浴時にもマスクを外している間の会話はしないように指導する。 ・宿舎のスリッパは、名前を書いたマスキングテープを貼って個人専用で使用させる。家庭からスリッパを持参してもよい。 ・自由行動の日は各班に1台GPS機能付携帯電話を持たせる。班員が体調不良になった場合には本部に電話連絡をさせ、一番近くにいる教員が合流して当該生徒に付き添い、状況によっては班から離れさせ看護師の判断を仰ぐ。 ・班行動中は紙石けんやアルコール綿(一人あたり2枚×3日分)を個人に、手指消毒用アルコールスプレーや予備のマスク(班の人数分)を入れた救急セットを各班に携帯させ、必要に応じて使用するよう指導する。 ・飲食店利用の際は、「京都市新型コロナウイルス感染予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」を参考に判断させる。また、他グループとの相席を避け、飲食物のシェアを禁止する。 ・水筒は持参させずペットボトル茶を配布する(初日朝昼・2日目朝・3日目朝)。お小遣い(拝観料・交通費は別途計上。昼食代含む)を例年より千円高い6000円以内と設定し、必要に応じて自動販売機やコンビニ等でお茶・スポーツドリンク・水を購入させる。また、宿舎では廊下にお茶と紙コップを設置する。

質問	応答
もともと平熱が高いが、37度台だと「発熱」と見なされて参加できないのか？	健康調査記録用紙(8/31 から記入している水色の用紙)を参考にして、平熱と生徒の様子を総合的に見て看護師が判断します。どの程度の発熱で体調が悪くなるのか、ご家庭で把握されていることがあれば生徒本人が伝えられるようにしておいてください。
体調不良で不参加の場合にも、キャンセル料が発生するのか？	理由を問わず、キャンセル料が発生します。例えば、旅行前日の段階で旅行代金の 40%、旅行当日朝(旅行開始前)の段階で 50%の取り消し料がかかりますが、3万円までは杉並区の修学旅行補助金対象となります。
旅行中に新型コロナウイルス感染が疑われる症状が出た場合、どのような対応をするのか？	帯同する看護師の判断に従い、現地の病院で診療を受けます。医師の診断で団体行動から離脱する必要があるとされれば、現地自治体の指示に従って隔離や検査を行うこととなります。なお、病院に行く必要がある場合、教員から保護者に電話連絡をし、その後も状況報告をしていきます。
体調不良の生徒を保護者が迎えに行く場合、保険適用となる範囲は？	医師の診断で団体行動から離脱する必要がある場合、保護者にお迎えに来ていただきます。このような場合、2週間までの保護者宿泊代金と新幹線往復分の交通費は保険が適用されます。ただし、新型コロナウイルス感染症の疑いがあっても検査結果が陰性の場合には、保険適用外となります。
旅行先で新型コロナウイルス陽性と診断された場合、東京の病院に転院させられるか？	新型コロナウイルス感染症の疑われる症状が出た場合、現地の医師・保健所の判断に従うこととなります。現段階では、修学旅行中の新型コロナ対応のケースがないため、旅行会社としてもどのような対応になるか分からない部分が多いとのことです。

新型コロナウイルス感染症対応相談窓口

京都	修学旅行相談窓口 TEL:075-744-1308 平日 9:00~17:00 京都市役所 TEL:075-222-3421 全日 24時間対応 京都府庁 TEL:075-414-4726 全日 24時間対応
奈良	奈良県庁 TEL:0742-27-1132 全日 24時間対応

なお、旅行会社の JTB 作成「学校旅行行事の安全かつ円滑な実施に向けたガイドラインについて」を追ってお配りいたします。あわせて参考にさせていただければと存じます。

保護者の皆様へお願い

修学旅行に関して、ご心配をおかけしております。できる対策をしっかりととり、健康な状態で行って戻って来られるよう、可能な限り準備してまいります。重ねてのお願いになりますが、改めて以下の項目についてのご理解とご協力をお願いいたします。

- ・修学旅行実施前後の、本人および同居家族への健康観察にご協力をお願いいたします。
- ・感染予防に関して学校で指導いたしますが、ご家庭においてもご協力をお願いいたします。
- ・出発前に発熱・新型コロナウイルス感染が疑われる症状がある場合、参加を取りやめていただきます。(同居のご家族に同様の症状があった場合も含む)
- ・万が一、旅行中に新型コロナウイルス感染・濃厚接触の疑いとなった場合、医療機関および現地保健所の指示に従って対応いたします。ご理解とご協力をお願いいたします。